

令和7年6月23日

港湾局産業港湾課

「CNP認証（コンテナターミナル）」の運用を開始します！ ～コンテナターミナルの脱炭素化を促進～

国土交通省では、令和7年3月、港湾のターミナルにおける脱炭素化の取組を客観的に評価する認証制度「CNP認証（コンテナターミナル）」を創設しました。このたび、令和7年6月30日から申請を受け付け、運用を開始しますのでお知らせします。

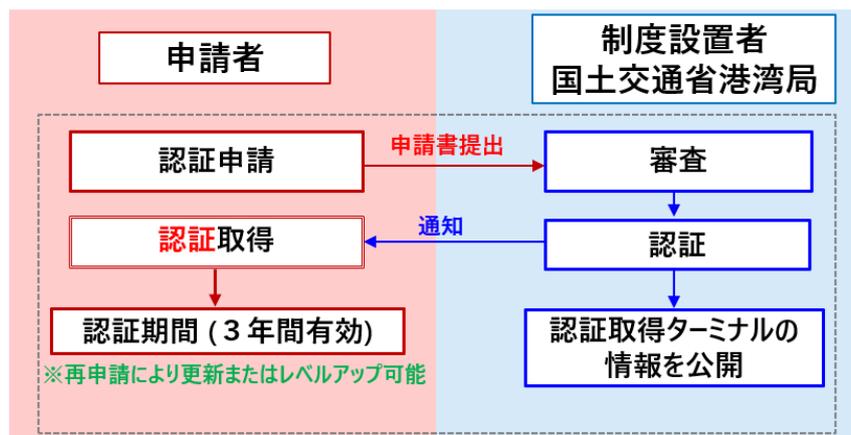
国土交通省では、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート（CNP）の形成を推進しています。CNPの形成を推進する取組の一つとして、令和7年3月、港湾のターミナルにおける脱炭素化の取組を客観的に評価する認証制度「CNP認証（コンテナターミナル）」を創設しました。このたび、令和7年6月30日から申請を受け付け、運用を開始します。

【CNP認証（コンテナターミナル）の申請について】

- ・ 申請対象 : 国内の港湾のコンテナターミナル
- ・ 申請者 : 港湾管理者が運営する公共ターミナルの場合は港湾管理者
民間事業者が運営する公共ターミナルの場合は借受者又はターミナルオペレーター等
- ・ 申請受付開始: 令和7年6月30日（月）から随時受付
- ・ 提出先 : 申請者は、CNP認証ポータルサイトに掲載されている連絡先リストからターミナルを管轄する地方整備局等の連絡先を選び申請いただきます。
- ・ 申請手数料 : 申請手数料は無料とします。ただし、申請に関連し必要となる費用（電子メールに係る通信料等）は、全て申請者の負担となります。



申請・認証等の流れ



制度詳細や申請方法につきましては、以下CNP認証ポータルサイトをご参照ください。

CNP認証ポータルサイトURL https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr4_000088.html

【問い合わせ先】 港湾局 産業港湾課 CNP推進室 末宗、富田

代表：03-5253-8111（内線：46-468）、03-5253-8672（直通）

メールアドレス：hqt-cnp-certificate@gxb.mlit.go.jp